

2010年12月14日
JPOPM19

JPNICにおけるポリシー施行ステータス

JPNIC IP事業部
奥谷泉

本日も報告したいこと

- 前回のJPOPM(2010年7月)以降、JPNICで施行した提案
- JPNICが実装勧告を受けているポリシー提案の検討状況
- JPNICでは施行していないがAPNICで施行した提案

前回のJPOPM以降、JPNICで施行した提案

| | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| IPv6アドレス分配方法の簡素化 | 実装勧告へのJPNICの対応報告(@JPOPM18)後、施行したもの |
| APNIC提案に対するJPNICにおけるポリシー策定プロセスの変更 | |
| IPv6初回割り振り基準における経路集約要件の撤廃 | APNICでの施行に伴いJPNICでも同様の施行が求められるもの(*) |

(*) プロセスの定義上、JPNICによる施行判断が選択できないため、JPOPMでの提案プロセスを経ずにAPNICでの施行後、JPNICでも施行する流れとなる

IPv6アドレス分配方法の簡略化 (対象: IPv4アドレスの分配先)

- IPv4からIPv6への移行準備を進めるうえで必要となる IPv6アドレスの分配を円滑に行うことが目的
 - JPNICから直接IPv4の分配を受けている組織が対象

- 2010年7月26日より施行

- 対象者は申請フォームを提出することで最小単位での IPv6アドレスの分配を受けることが可能

IPv4の割り振り先 : /32のIPv6の割り振り
IPv4のPI割り当て先 : /48のIPv6のPI割り当て

歴史的経緯を持つ
PIアドレスは対象外

- アドレス利用に関する審議情報は提出不要、JPNIC担当者によるアドレスの利用確認は発生しない

APNIC提案に対するJPNICにおけるポリシー策定プロセスの変更

■ これまでのプロセス

- APNICでの施行が決定されたポリシーのうち「NIR(JPNIC)で施行判断できる」提案は、JPNICが実装検討のうえで提案すると定義

■ 解決しなかった問題

- JPNICでの実装検討完了までJPOPFで議論/意思決定ができない
- 他の提案と同じく、JPNIC以外からも提案可能であることが明記されていない

■ 2010年7月26日より改定したプロセスを施行

- JPNICの実装検討を待たず、JPNIC以外からも提案可能であることを明記（「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」文書）

JPNICの対応を待たず、自由にご提案いただけるようになりました

APNIC提案に対するJPNICにおけるポリシー策定プロセスの変更

■ 改定後の「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」文書の定義

JPNICが判断を行ってよいもの

APNICの決定事項のうちJPNICで実装の有無の判断が選択できるものについては、IPアドレスコミュニティのコンセンサスに基づきJPNICへの実装の勧告が必要となります。必要なコンセンサスを得る為の提案は、JPNICも含め、IPアドレスコミュニティの誰からでも行うことが可能です。

<http://www.nic.ad.jp/doc/policy-process.html>

IPv6初回割り振り基準における経路集約要件の撤廃

- IPv6初回割り振りを受けたIPv6アドレスを「単一の経路に集約して広告する」ことを求める要件撤廃
 - アドレスポリシーでの経路広告方法の定義は、レジストリの役割から運用に踏み込みすぎている
 - 運用上の推奨をまとめた文書は「オペレーショナルドキュメント」としてRIPEが提供している
- JPOPM16での議論を経て、APNICフォーラムで提案、コンセンサスとなった

IPv6初回割り振り基準における経路集約要件の撤廃

- 改定要件を反映したIPv6アドレスポリシー文書を12月1日より施行

「JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」

5.2.1. 初期割り振りの基準

- c) 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があり、~~その経路広告を、単一のアドレス割り振りに集成して行うこと。~~

削除

- RIPEドキュメントの和訳も併せて提供

— <http://www.nic.ad.jp/ja/translation/ripe/20061201.html>

経路集約は今後も推奨されますが、ISPの判断に委ねられます

JPNIC 管理下にあるIPv4アドレスの移転提案

■ ポリシー策定プロセス上のステータス

JPOPM17での提案(2009年11月)、JPOPFのコンセンサス
ポリシーWGからJPNICへの実装勧告(2010年1月)

■ 概要

- JPNIC/APNICと直接契約関係にある組織(アカウントホルダー)間のIPv4アドレスの移転を認める
- 最小移転単位は/24
- 在庫枯渇前は移転時に審議あり、在庫枯渇後は審議なし

■ 目的

- アドレス移転を認め、データベース更新を促すことによるレジストリデータベースにおける正しい登録情報の維持
- 在庫枯渇後、IPv6への完全移行までのIPv4アドレスの供給手段の提供

JPNICにおける検討状況

- JPNICとして見解を示す必要がある問題として、12月10日のJPNIC総会で検討状況を報告
- 以下の点まで整理している
 - APOPM/JPOPMにおける主な議論、Geoff Hustonの考えに基づいたレジストリの役割、移転の必要性の論拠は共有されている
 - 2011年後半のJPNICにおける在庫枯渇までには移転への対応をとる必要があるとの認識には至っている
- ただし、上記を踏まえても以下の課題が残されていると考えている
 - 在庫枯渇後のアドレス管理のあるべき姿
 - 在庫枯渇後、維持すべき原則
 - 在庫枯渇後、JPNICが提供すべき役割/機能

検討課題

- 在庫枯渇後のアドレス管理のあるべき姿

- 在庫枯渇後、維持すべき概念/原則
 - IPv4在庫枯渇後のアドレス管理のあるべき姿を実現するうえで維持すべき概念/原則
 - リースの概念を移転に伴うアドレス管理原則への影響、整合性の維持

- 在庫枯渇後、JPNICが提供すべき役割/機能
 - IPv4在庫枯渇後のアドレス管理のあるべき姿を実現するうえで、JPNICが提供すべき役割/機能
 - レジストリデータベースの有効性維持の仕組み
 - レジストリデータベースの経路情報管理との連携
 - 個別のアドレス取引とJPNICとの関係

今後の対応/スケジュール

- JPOPMで提案されている以外の方法/要件で対応する可能性もあるが、IPv4アドレス移転に対する対応は行わない
- JPNICにおける対応方針を以下のスケジュールで反映することを目指す

2011年3月 ・移転対応を反映した規則の承認・公示
2011年5月 ・移転対応を反映した規則の施行
・IPv4アドレス移転への対応開始

JPNICでは施行していないがAPNICで施行した提案

- APNICにおけるabuse-cの新設（APNICにおけるabuse-cの新設）
- APNICではabuse対応向上のため、WHOIS登録情報から参照するIRTオブジェクトの登録を必須化
 - ‘inetnum’（ネットワーク情報）
 - ‘inet6num’（IPv6ネットワーク情報）
 - ‘aut-num’（AS番号情報）
- 新規情報の登録/既存の登録情報の更新時に、IRTハンドルの登録が求められる

abuse-cの新設に関する国内の状況

- JPNICでは施行していないため、国内の事業者へIRTオブジェクトの登録を求めることはない
 - ただし、JPNICからAPNICへの情報登録時にIRTオブジェクトの登録は必須のため、新規の割り振り情報等にはJPNICのIRTオブジェクトを登録することで対応
- JPNIC(NIR)による施行は任意であり、JPOPM18では議論の結果、コンセンサスには至らなかった
 - 新たな項目を追加にこだわらず必要な担当者に連絡をとれる仕組みを確立するほうがよいのではないか

今後必要性を感じる方がいれば、国内の状況を踏まえて再提案も可能です

参考情報

■ IPv6アドレス分配方法の簡素化

- <http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2010/20100726-02.html>

■ IPv6初回割り振りにおける経路集約要件の撤廃 (IPアドレス管理業務に関するJPNIC文書公開のお知らせ)

- <http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2010/20101101-01.html>

■ 018-01: Abuse contact information

- <http://venus.gr.jp/opf-jp/proposals/p018-01.html>

Q&A

